

保健室の利用方法

保健室について

- 1 学校管理下において発生した傷病（当日のみ）の応急処置を行います。
- 2 体や健康について気になることや知りたいことがある時、心配なことや相談したいことがあるときは遠慮なく利用してください。
- 3 日本スポーツ振興センターの手続きを行います。
- 4 身長・体重・視力等の計測をすることができます。



応急処置について

1 ケガをした時

学校管理下において発生したケガについて応急処置（当日のみ）を行います。継続的な処置はご家庭で行ってください。また、ケガの状態により、医療機関を受診してください。

2 体調が悪くなった時

体温や脈拍等を測りながら体調不良の原因をみつけ、今何をすればよいか、今後どのようなことに気を付ければよいかを一緒に考えていきます。必要に応じベッドで休養させます（休養は原則一時間まで）。なお、薬物アレルギーや副作用等の事故防止、重要な病気の発見の遅れにつながるなどの弊害を考え、内服薬は使用しません。

早退・受診について

- 1 短時間の休養（保健室での休養1時間まで）で回復の見込みがない場合は、早退の手続きを行います。早退後、家庭に到着したら学校（担任）に電話連絡してください。
- 2 生徒の状態によっては、保護者のお迎えをお願いすることがあります。
- 3 医療を要すると判断した場合には、保護者に連絡します。

（ケガの程度によっては、ご家庭から医療機関を受診していただく場合もあります。）

ルールとマナー

- 1 急を要さない状態の時は、休み時間に利用しましょう。
- 2 保健室を利用する時には、クラスの友人や担任、授業担当の教員に伝えてから来室しましょう。
- 3 保健室では静かにし、他の生徒の迷惑にならないようにしましょう。
- 4 保健室では、投薬は行いません。普段使用している薬がある場合は、学校に持参しましょう。
- 5 保健室での休養は、原則1時間までとします。
- 6 ケガや体調不良の時は、状態を詳しく伝え「保健室来室票」に記入しましょう。
- 7 保健室を利用した際は、「保健室連絡票」を渡しますので、担任や授業担当教員に提出してください。
- 8 保健室は、飲食及び私的な携帯電話等の使用は禁止です。

学校感染症について

学校保健安全法で定められている学校感染症にかかった場合は「出席停止」扱いとなります。これは校内での感染拡大の防止と、かかった人の早期回復や合併症の予防を目的とした措置です。感染症の診断を受けた場合は速やかに学校へ連絡し、医師の必要とした期間（出席停止期間の基準参照）は自宅で静養してください。（その間は「欠席」扱いにはなりません。）また、登校再開には医師の許可が必要です。生徒手帳の「証明書」を医療機関で記入してもらい、回復後の登校初日に担任へ提出して下さい。

なお、インフルエンザについては医師の証明書は不要です。（ただし、病状等により医師の証明書の提出をお願いする場合があります。）「証明書」を保護者が記入・押印し、薬の処方わかる用紙の写しと一緒に回復後の登校初日に担任に提出してください。

日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターに加入している生徒に対し、学校の管理下（登下校中、授業中、登下校中、部活動中、学校行事等）で災害（ケガや特定の疾病）が発生し医療機関で治療を受けた場合に、医療費・見舞金の給付を行う共済制度です。災害給付の対象、給付の範囲、申請の方法等でご不明な点がありましたら保健室までお問い合わせください。

※総医療点数500点未満の病気やケガは原則として申請できません。

申請をしても、スポーツ振興センターでの審査の結果、給付金が支給されないことがあります。保険外診療、メガネ等の修理費、交通費などは給付対象外です。

申請～給付までの手順

- 1 関係書類を保健室で受け取る。
- 2 医療機関で書類の記入をしてもらう。
- 3 記入した書類を保健室に提出する。
- 4 学校から医療費の申請を行う。
- 5 審査後、医療費の給付額と給付日が決定する。
- 6 給付金が支給される。(書類提出後 2～3 ヶ月後)

※スポーツ振興センター各種様式は、独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページからもダウンロードすることができます。

スクールカウンセラー相談室

スクールカウンセラー(臨床心理士)による教育相談を、週 1 回(年間 3 8 回)実施しています。学校生活・家庭生活・勉強や友人関係など幅広く相談することができます。また、お子さまのことについての相談でしたら保護者の方も利用することができます。

生徒のみならずだけでなく保護者の方もお気軽にご利用ください。



開室日時	水曜日 9 時 30 分～18 時 00 分
場 所	1 棟 3 階 スクールカウンセラー相談室 (教育相談室 2)
申込方法	原則予約制 (ゆっくりお話しいただくために、予約制としております。) ・担任に申し込む ・養護教諭に申し込む ・直接スクールカウンセラーに申し込む